

* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第85号） *

* * * * *

インデックス

品目横断的経営安定対策の見直しについて

本日、第3回農政改革三対策緊急対策本部が省内で開かれ、品目横断的経営安定対策の見直しを決定しました。

本対策については、そのねらいや仕組みについて長い間論議を尽くし、今年4月から本格実施に至ったものですが、対策自体がまだ緒についたばかりということもあり、実際の生産現場では制度に関する普及・浸透が十分でなかったことによる様々な不安や不満の声が聞かれました。

そこで、今年秋口から、若林農林水産大臣の指示により、生産現場の生の声をお伺いする、いわゆる「御用聞き農政」を全国44道府県で実施しました。

その中で、(1)対策の仕組み、加入要件、事務手続、(2)集落営農の組織化と運営などに関し、現場の実態を反映した率直な御意見が多数出されたと感じています。

このような生産現場の御意見等を踏まえ、これまで、本対策が地域の実態に即したものとなるよう制度の改善について検討を重ね、今般、結論に到達しました。

今回の見直しのポイントは、次のとおりです。

- (1) 面積要件の見直しについては、地域の担い手として周囲から認められ、熱意を持って営農に取り組む者には、本対策への加入の道が開かれるよう、市町村特認制度を設けることとしました。
- (2) 集落営農組織が多様な実態にあることを踏まえ、法人化等に係る現場での指導が画一的なものや行き過ぎたものにならないよう指導を弾力化することとしました。
- (3) 近年、単収向上が著しい国内の先進的な小麦・てん菜産地において、地域の生産力に見合った収入が確保されるようにすること等により、小麦・てん菜が安定的に生産し得るよう支援策を講ずることとしました。
- (4) 集落営農組織については、組織化しやすくし、また小規模・高齢農家が参加しやすくするとともに、集落営農組織の運営がより安定するよう、集落リーダーの諸活動、リースを活用した機械・施設の整備等に対する支援を充実することとしました。
- (5) 交付金の支払については、農家の資金繰りにも配慮し、農協系との協力を得て、従来どおり立替払を実施することにより、一括してまとまった支払を行うこととしました。また、提出書類を大幅に削減・簡素化するとともに、申請時期を一定

時期（４月～６月）に集中化することとしました。

(6) 用語については、制度への誤解が生じないように、制度内容を的確に表現するものに変更することにしました。これにより、本対策の名称も、「水田・畑作経営所得安定対策」という名称に変わります。

詳しくは、次号以降のこのメルマガを通じて、逐次御紹介してまいります。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週１回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

このメルマガへの御意見・御感想はこちらから。

https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>